

本試験でズバリ的中!

簿記論

本試験問題

〔第一問〕問1

(2) 次のそれぞれの処理方法に基づいた場合に必要とされる決算整理の仕訳を解答欄に示さない。仕訳が不要な場合は、借方の勘定科目欄に「仕訳不要」と記入すること。

- ① 総記法に基づいた場合
- ② 3分法に基づいた場合
- ③ 売上原価対立法に基づいた場合

〔第一問〕問2

4 環境整備に寄与する機械装置3,000,000円の購入に際して、国庫補助金1,500,000円を受け取った。その国庫補助金については、積立金方式により圧縮記帳を行うこととしている。当該機械装置については、残存価額ゼロ、耐用年数20年、定額法により償却を行うこととしている。課税所得計算上、残存価額ゼロ、耐用年数20年、定額法により計算された減価償却費の金額が損金算入限度額となる。なお、当該機械装置については、X4年4月1日より使用開始する予定である。

〔第二問〕

問1 下記のリース取引に関して、次の(1)及び(2)の設問に答えなさい。なお、代金の決済は、期日に契約どおりになされるものとし、解答上、千円未満の端数が生じる場合には、その都度百円の位で四捨五入するものとする。また、当該リース取引に関する処理は、特に指示がない限り、「リース取引に関する会計基準」における原則法によるものとする。

- (1) 下記の【資料1】に基づいて、次のリース取引に関して、①リース取引開始時(X1年4月1日)及び②リース取引開始期の期末(X2年3月31日)におけるリースに関連する仕訳を解答欄に示さない。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問2

問2 B社の商品売買に関する以下の資料に基づいて、仮にB社が商品売買に関して総記法で処理した場合における当期の決算整理仕訳を示さない。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問1

- (1) 当社は前々期に国庫補助金40,000千円の交付を受け、機械装置120,000千円を取得し、国庫補助金相当額を積立金方式(税効果会計を適用)により圧縮記帳を行っている。当該機械装置は平成25年10月1日より事業の用に供しており、事業供用日より耐用年数10年、残存価額ゼロとする定額法(直接控除方式)により減価償却を行っている。なお、圧縮記帳は決算で処理を行う。
- (2) 圧縮記帳の取崩しについては、会計上の減価償却は取得価額を基礎に計算し、税務上は取得価額より国庫補助金相当額を控除した金額を基礎に計算し、毎期減価償却限度超過額相当額の圧縮積立金を取り崩すものとする。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕問1

問1 以下の資料に基づき、A社がX2年3月31日に行う仕訳を示さない。

【資料】

- 1 A社はX1年4月1日に営業用で使用する車両運搬具について、リース業を営んでいるB社から調達するとともに、同日のリース料を小切手を振り出して支払った。なお、リース取引の内容は次のとおりである。
 - (1) 当該リース取引はファイナンス・リース取引に該当する。
 - (2) 当該リース契約には所有権移転条項が付されている。
 - (3) リース期間は4年である。
 - (4) リース料総額は5,000,000円であり、年額のリース料1,250,000円は毎年4月1日に前払いする。
 - (5) A社はB社における計算利率及びリース物件の購入価額を知りえない。
 - (6) A社における追加借入利率は年2.5%である。
 - (7) リース物件のA社における見積現金購入価額は4,850,000円である。
- 2 A社はX2年3月31日に決算日を迎えた。リース資産の経済的耐用年数は5年で、残存価額はゼロである。なお、減価償却費は定額法で算定し、間接控除法で記帳する。

ズバリ的中!

〔第二問〕問1

甲社（決算日：3月31日）は、下記のような条件で、セール・アンド・リースバック取引を行った。

1 借手（甲社）は、X1年4月1日に下記2「資産売却取引の内容」で示す自己所有の特別仕様の機械を、新たな設備投資等の資金を得るために、下記3「リースバック取引の内容」で示す条件で、貸手（乙社）に現金で売却すると同時に、全部をリースバックした。

2 資産売却取引の内容

借手の当該機械は、X0年4月1日に取得価額200,000千円で取得したものであり、定額法、間接控除法、耐用年数6年、残存価額：取得価額の10%で、適正に減価償却を行っている。

3 リースバック取引の内容

- ① 当該リース契約上、解約不能リース期間は5年である。
- ② 当該リース契約上、リース期間終了時において当該リース物件の所有権は移転しないものとし、また、割安購入選択権は付いていないものとする。
- ③ 借手の売却価額は180,000千円である。
- ④ リース料43,167千円は毎年1回4月1日に前払い（普通預金より引落し）とし、リース料総額は215,835千円である。なお、当該リースの最終期間のリース債務の返済額は、当該期間の期首の未返済残高を返済額として計上するものとする。
- ⑤ 貸手の計算利率は10%であり、借手はこれを知り得るものとする。
- ⑥ 借手の当該リース物件のリースバック時以降の経済的耐用年数は5年、償却方法は定額法であり、減価償却に際して当初の取得原価に基づいた残存価額を用いるものとする。

〔第三問〕

3 未払消費税等は、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺後に中間納付額を控除して計上する。これ以外では消費税等は考慮しないものとする。

〔第三問〕

受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積額を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。決算整理前残高試算表の貸倒引当金は前期末の残高である。なお、税効果会計を適用する。

債権区分	引当計上額（会計上）	繰入限度額（税務上）
一般債権	債権残高の1%	債権残高の1%
貸倒懸念債権	債権残高の50%	債権残高の1%
破産更生債権等	債権残高の100%	債権残高の50%

- (1) 得意先P社の債権（売掛金3,800,000円）について、回収が遅延していることから当期において貸倒懸念債権として貸倒引当金を計上することにした。
- (2) 前期に貸倒懸念債権としていた得意先Q社が、財務状況の悪化が進み経営難に至り、平成28年3月に破産手続開始の申立てを行った。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはQ社の債権だけで、当期におけるQ社との取引はない。
- (5) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一般貸倒引当金繰入額、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

●直前予想答練 第1回〔第三問〕

（注2）甲社は備品について下記の条件によりリース会社に売却し、改めて当該資産を当該リース会社からリースを受ける契約を締結した。売却代金については仮受金で処理し、リース料は仮払金で処理している。

- ① 契約日：平成27年4月1日（備品売却日）
- ② 売却価額：7,679,000円
- ③ 解約不能のリース期間：平成27年4月1日から4年間
- ④ リース料年額：2,000,000円（平成27年4月1日より毎年4月1日の均等支払）
- ⑤ リース料総額：8,000,000円
- ⑥ リース会社の計算利率：年2.8%（甲社も知り得る。）
- ⑦ リース資産の契約日以後の経済的耐用年数：4年
- ⑧ リース資産の所有権はリース期間終了日に無償で甲社に移転される。

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

5 未払消費税等は、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺後に中間納付額を控除して計上する。これ以外の消費税等は考慮しないものとする。

●全国公開模試〔第三問〕

甲社では、受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積額を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。問題の簡便化のため、税務上の繰入割合は以下の表のとおりとし、当期と前期は同一とする。なお、税務上の繰入限度超過額について税効果会計を適用する。

債権の区分	引当計上額（会計）	繰入限度額（税務）
一般債権	債権残高の1%	債権残高の1%
貸倒懸念債権	債権残高の50%	債権残高の1%
破産更生債権等	債権残高の100%	債権残高の50%

- (1) 得意先S社の債権（売掛金1,600,000円）について、1年以上停滞しているため、当期において貸倒懸念債権に区分し、貸倒引当金を計上することにする。
- (2) 前期に貸倒懸念債権に区分していた得意先T社の債権（売掛金1,500,000円）について、当期に破産手続開始の申立てを行ったため、破産更生債権等に区分する。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはT社の債権だけである。また、当期にT社との取引はない。
- (3) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一括貸倒引当金繰入額と表示し、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し、個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

平成27年12月1日に備品について以下の条件でリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。支払リース料は全額を営業費に計上している。

- (1) リース期間：5年（リース期間中は解約不能）
- (2) リース物件の経済的耐用年数：6年
- (3) 所有権移転条項及び割安購入選択権は付されておらず、特別仕様でもない。
- (4) リース料：月額60,000円 平成27年12月末を第1回目とし以降毎月末に支払う。
- (5) 甲社の見積現金購入価額：3,500,000円（貸手の購入価額は明らかでない）
- (6) リース料総額の現在価値：3,300,000円
- (7) 利息相当額の配分方法は、重要性が乏しいことから定額法（利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法）を採用する。
- (8) 減価償却方法は定額法を採用する。

〔第三問〕

翌年に予定されている新商品（納入予定日平成28年4月30日）のドル建輸入に関して、平成27年12月1日にその代金支払予定日である平成28年5月31日を決済期日とするドル買いの為替予約200,000ドルを118円／ドルで締結したが、未処理になっている。この輸入取引は実行される可能性が極めて高く、ヘッジ会計の要件も満たしている。先物為替レートは直物為替レートと同一であったものとする。なお、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

平成26年10月1日にドル建転換社債型新株予約権付社債を以下の条件で発行し、会計処理は一括法を採用した。平成27年12月1日に発行額の一部について新株予約権の行使請求があり新株850株を発行したが、未処理になっている。新株の発行時に出資された金額はすべて資本金とする。

- (1) 発行額面総額：300,000ドル（平価発行）
- (2) 期間：平成26年10月1日から平成30年9月30日
- (3) 利率：利息は付さない。
- (4) 新株予約権の行使に際して1株当たりの転換価額は10,800円で、新株予約権の行使により交付される株式数は、社債の額面金額を固定レート108円／ドルで円に換算した金額を転換価額で除した数とする。

●直前予想答練 第3回〔第三問〕

(2) リース資産は営業用の器具備品であり、ファイナンス・リースに該当するリース取引で調達した。当期に支払ったリース料はすべてその他営業費に計上している。なお、リース契約の内容等は次のとおりである。

- ① 所有権移転条項及び割安購入選択権は付されていない。
- ② 特別仕様のものではない。
- ③ リース期間は5年である。
- ④ リース料総額は3,000,000円であり、うち利息相当額は252,000円である。
- ⑤ 毎月末日に月額のリース料50,000円を後払いする。
- ⑥ リース物件の経済的耐用年数は6年である。
- ⑦ 利息、相当額は定額法で期間配分する。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問3 設問2

E社は、X6年2月1日において、X6年4月30日に予定されている機械装置のドル建輸入取引45,000ドルについて、円安によるコスト増加をヘッジする目的で、購入代金の決済が行われる予定のX6年5月31日を決済日とする45,000ドルの買予約を行った。当該機械装置のドル建輸入取引は実行されることが確定であり、繰延ヘッジを適用する。なお、税効果会計を適用し、法定実効税率は40%とする。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問1

1 期首試算表の社債は、すべてX1年4月1日に次の条件でドル建転換社債型新株予約権付社債を発行した際に計上したものである。

- (1) 額面金額：600,000ドル
- (2) 払込金額：600,000ドル（平価発行、新株予約権の対価はゼロ）
- (3) 償還期限：X11年3月31日
- (4) クーポン利息は付さない。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの転換価格は500円とする。
- (6) 換算（固定）レート：1ドル＝105円
- (7) 新株予約権の行使により交付する株式数は、社債の額面金額を換算（固定）レートで円に換算した額を、転換価格で除した数とする。なお、新株の発行価額はすべて資本金に組み入れるものとする。

2 X2年7月31日に発行後初めて新株予約権のうち30%について権利行使され、社債による代用払込を受け、新株 ① 株を発行した。

3 X3年3月31日、決算日を迎えた。

ズバリ的中!